別記

第１　事業の実施

１　事業の実施方針

本事業は、被災した農業者の営農再開・継続に向けて、市町長が被災支援計画を作成し、３に掲げる成果目標の達成に向けて実施する取組に対して支援するものとする。

２　事業内容

（１）融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

市町長は、令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産等に必要な施設等について、令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害を受けた旨の証明を市町長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

なお、農産物の生産等に必要な施設等であって、被災当時、所有者以外の者により利用されていたもの（以下「被災貸借施設等」という。）については、所有者若しくはその被承継人（特定承継に係る者を除く。）が貸付けの前に農業利用に供していたもの又は知事と協議の上、助成を行うことが必要と認められるものに限り、令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害を受けた旨の証明を市町長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

さらに、上記に加え、国要綱別記のⅠの第１の２に規定する事業実施地区の要件を満たした同第１の３の（１）のイの要件を満たす者を対象として、営農施設等の補強の取組について助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために（被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合にあっては、復旧（修繕又は取得をいう。以下同じ。）をする施設等を利用する農業者の経営の維持のために）行う次に掲げるもの（被災貸借施設等の復旧を令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害前の当該被災貸借施設等と同程度の施設等の取得により行う場合にあっては、所有者によるものに限る。）とする。

ａ 農産物の生産に必要な施設若しくは生産した農産物の加工に必要な施設又はこれらの附帯施設（以下「被災施設等」という。）の修繕又は令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害前の被災施設等と同程度の施設の取得

ｂ 被災施設等を修繕するために必要な資材の購入

ｃ 農産物の生産に必要な農業用機械若しくは生産した農産物の加工に必要な機械又はこれらの附帯設備（以下「被災機械等」という。）の修繕又は令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害前の被災機械等と同程度の機械又は設備の取得

ｄ 農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去（農地災害復旧事業の対象とならない土砂を除去する場合に限る。）

ｅ ａの施設又はｃの機械若しくは設備を新たに取得し、共同で営農再開する取組（園芸施設共済の加入対象施設を除く。）

ｆ 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の撤去

ｇ 令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨により農業被害を受けた営農施設等の補強

ｈ 農業専用のトラック（新車登録から14年目までの車両に限る。）の修繕又は令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害前の当該トラックと同程度のトラックの取得

（イ）（ア）のａからｈまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、当該事業内容に係る経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

ａ 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。

ｂ 本対策以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

ｃ パソコン等の農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと（農業専用のトラックを除く。）。

ｄ 事業内容が中古の施設等の取得である場合には、中古資産耐用年数が２年以上のもの（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による２年間以上の保証があるものに限る。）であり、施設等を市町長が適正と認める価格で取得すること。

ｅ 復旧する施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であることとし、また、当該施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

ｆ 復旧しようとする施設等の施工業者等が、「農業分野におけるＡＩ・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定。以下「ＧＬ」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がＧＬに準拠していること。

ｇ 復旧しようとする施設等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがＡＰＩ（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ｈ 事業内容が農業用機械の取得である場合には、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること（所有者以外の者により利用されていた農業用機械の令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨による農業被害前の当該機械と同程度の農業用機械の取得を行う場合は、当該取得を行う農業用機械を利用する農業者が地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。）。

ｉ 上記ａからｈまでのほか、（ア）のｆの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）助成対象者の農業経営が継続されること。ただし、被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合には、被災当時、当該被災貸借施設等を利用していた農業者の農業経営が継続されるとともに、当該農業者との間で当該被災貸借施設等及び当該被災貸借施設等が存する土地の貸借関係が継続しており、かつ、撤去方法、経費、撤去後の土地の利用方法等について、合意されているものであること。

（ｂ）被災施設等については、市町が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、市町の環境部局と調整を図ること。

ｊ 上記ａからｈまでのほか、（ア）のｇの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）事業費が整備内容ごとに50 万円以上であること。

（ｂ）当該取組が本対策における経営体の成果目標の達成に直結するものであること。

（ｃ）過去に農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）等により営農施設等の整備をしており、当該整備をするときに設定した目標（以下「過去目標」という。）の項目が本対策における経営体の成果目標の項目と重複している場合には、過去目標の達成を見込んだ水準で当該成果目標を設定すること。

ｋ 上記ａからｈまでのほか、（ア）のｈの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）助成対象者が、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町が認めた者であること。

（ｂ）被災前の農業専用のトラックの使用状況が、以下の項目により農業専用に使用されていたと確認できること。

・資産計上されていること。

・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。

・運行記録、業務日報が整備されていること。

・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。

・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用していないことを証する書面があること。

（ｃ）復旧後に、農業専用のトラックについて資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。

・車体に補助金名が印刷されていること。

・運行記録、業務日報が整備されていること。

・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。

・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用しな

いことを宣誓する書面を整備すること。

（ウ）被災貸借施設等の復旧の場合にあっては、（イ）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものとする。

ａ 被災貸借施設等の被災当時の所有者が助成対象者となる場合

（ａ）復旧をする施設等が農業者により利用され、その農業経営の維持が図られるものであること。

（ｂ）被災当時の利用者との間で、貸借関係が継続していること。

（ｃ）被災当時の利用者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

（ｄ）復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧する施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、被災当時の利用者が利用することができる旨約されていること。

（ｅ）復旧をする施設等を農業者が利用する対価は、取得した施設等の利用の場合にあっては助成対象者負担額（事業費－助成金）を当該施設等の耐用年数で除した額に年間管理料を加えた額とする等、復旧事業費の自己負担額と復旧施設の耐用年数等により算出される額を踏まえて妥当な範囲内の額であること。

ｂ 被災貸借施設等の利用者が助成対象者となる場合

（ａ）被災当時の所有者との間で、貸借関係が継続していること。

（ｂ）被災当時の所有者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

（ｃ）復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧をする施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、利用者が利用することができる旨約されていること。

（ｄ）被災当時の所有者との間で、復旧に係る必要費償還請求を行う場合は、復旧事業費のうち利用者が自ら負担した額以内の額に限る旨約されていること。

（エ）プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

ａ 農業協同組合

ｂ 農業協同組合連合会

ｃ 農林中央金庫

ｄ 株式会社日本政策金融公庫

ｅ 沖縄振興開発金融公庫

ｆ 株式会社商工組合中央金庫

ｇ 独立行政法人奄美群島振興開発基金

ｈ 銀行

ｉ 信用金庫

ｊ 信用協同組合

ｋ 都道府県

ｌ 市町村

（２）追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

市町長は、令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島大雨に係るプロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第３条に規定する基金協会をいう。以下同じ。）を対象として助成を行うことができる。なお、市町長は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

（ア）プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

ａ 認定農業者に貸し付けられるもの個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

ｂ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

（イ）融資機関（保証保険法第２条第２項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第８条第１項第１号及び第２号に規定する債務を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

（ア）基金協会は、市町長から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第９条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける追加的信用供与補助事業並びに担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。）については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

ａ 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

ｂ 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

３　成果目標

（１）本対策の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

（２）本対策の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、２の（１）のイの（イ）のｈの農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

４　実施手続

（１）　被災支援計画の作成

市町長は、次の事項のほか、国要領第５に定める項目を含めた被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、当該市町における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア　被災の状況と復興方針

イ　成果目標

ウ　実施計画

エ　その他必要な事項

（２）　事業の着工

ア　助成対象者は、事業に着工（機械等の発注を含む。以下同じ。）する場合は、原則として市町長からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町が定める交付規則等（以下「市町交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、市町長に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。

イ　助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら入札又は農業資材比較サービス（ＡＧＭＩＲＵ「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。ただし、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合は、この限りでない。また、市町長は、本実施要領の施行日以降、このことについて助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ウ　市町長は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、市町長は、助成対象者が交付決定前に事業に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日並びに交付決定前着工届の日付及び文書番号（助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ　市町長は、助成対象者がアにより交付決定前に事業に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、その着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、この場合、都道府県知事は市町長に対し必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ　市町長は、助成対象者が事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの届出等があった場合、又は助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

５　事業の完了

市町長は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届（被災貸借施設等に係る事業であって、被災当時の施設等の所有者が助成対象者である場合は、しゅん工届及び農業者への引渡書）を提出させるものとする。

この場合、市町長は当該届出に基づく出来高等の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第２　県の助成措置等

県が交付する助成金の額は、国要領第２の方法に準じて算定するものとする。

第３　事業実施状況の報告等

１　市町長は、事業実施年度から目標年度まで、事業の実施状況について、当該年度の翌年度の７月末日までに知事に報告するものとする。

２　知事は、１の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該市町長に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第４　導入等した機械等の管理運営等

市町長は、助成対象者に対し、導入等した機械等を、常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その導入等目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものする。

１　管理方法

（１）市町長は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年３月 31 日大蔵省令第 15 号）第１条第１項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）、中古機械又は中古施設（以下「中古機械等」という。）の場合には同省令第３条による耐用年数（以下「中古資産耐用年数」という。）。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

（２）市町長は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとする。

（３）市町長は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。

（４）市町長は、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

２　財産処分の手続

市町長は、助成対象者が導入等した機械等について、設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条に準じた財産処分として、県又は市町が定める交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、市町長の承認を受けさせるものとする。また、市町長は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

３　災害の報告

市町長は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

４　増築等に伴う手続

市町長は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。